

別紙

所有者	新作者	字名	地番	面積	備考
大山久代	大山久代	下田	161-1	反納歩 1000	
"	"	"	166	2527	
"	大山世光	"	167	2509	新作田積減 土畝23歩
"	大山久代	孤	105-1	1023	
"	"	"	112-3	0007	
"	"	貫船	119	1201	



契 約 書

(上)

三井物産株式会社田山支店、日鉄鉱業株式会社飯塚事務所、
古河鉱業株式会社下田田山支店、住友鉱業株式会社佐賀、大同石
炭鉱業株式会社日吉支店（以下甲と申す）と所有者 横岡
清太郎昭和八年 十月 番地 大山 自 美

並びに耕作者

（以下甲と乙と申す）と田山の打切替に關し、下記の通り契
約を締結する。

記

（打切替金）

第1条 甲は貸借地帯の農地並びに農用施設に対し甲が石炭
採掘によつて与えた被害、現在の損害並びに将来発生する損
害の打切替金として金 2,216,667 円を乙に支払うもの
とする。

（異議、請求等の禁止）

第2条 乙は本契約の締結後、農地並びにこれに直接附屬し又は
関連する農用施設の過失、現在の損害について甲に対し
異議の申立又は損害賠償等一切の請求を行なわないものと
する。

よ将来いかなる損害が発生した場合といえども、異議と同様と
する。

（支払方法）

第3条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙間

で別途協議の上決定するものとする。

（権利の移転等）

第4条 乙が農地の所有権を移転し、又は賃貸借の目的とするこ
と等により第三者が農地に関する権利を取得するに至つた場合と
いへども、乙は自己の責任において、第3条に本契約に基づき
乙の義務を履行せしめ甲に一切迷惑をかけないようになされ
ばならない。

（登 録）

第5条 乙は借地法第114条第2項に規定する登録を行なうこと
と同時に登録に關する甲の手続に留意をもつて協力しなければ
ならない。

（競合の排除）

第6条 本契約に關聯する事項並びに記載のない事項について、
異議が出たときは、甲乙双方誠意をもつて協議しその解決に
當るものとする。

上記契約の基として本第 6 通を作成し甲乙それぞれ 1 通を保有す
る。

昭和八年 九月 30 日



甲 三井鐵山株式會社山縣鐵礦所

所長 中村文平

日鐵鐵礦株式會社鐵塚部事務所

所長 堀 五十二

古河鐵礦株式會社下山田鐵礦所

所長 河津 眞人

社鐵礦株式會社社鐵部

所長 井上 信行

興南石炭鐵礦株式會社日吉鐵礦所

所長 梅田 義雄

乙 所有處 福岡縣嘉穂郡柳井町大字赤松山書地

大山製鐵

耕作部

別紙

所有者	耕作者	字名	地番	面積	備考
大山貞美	大山貞美	下田	141-3	1204	
"	"	弘	111	0303	
"	"	辻	109-3	0203	



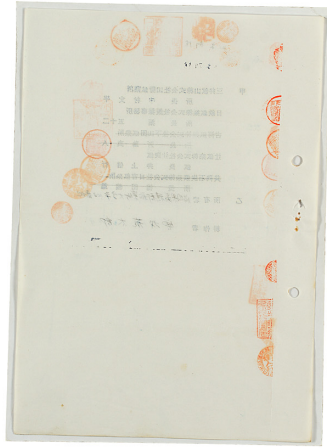


甲 三井矿山株式会社山形鉱山所
 所長 中村 文 平
 ✓ 日鉄鉱業株式会社飯塚郡事務所
 所長 堀 五十二
 吉岡商工株式会社下北郡飯塚所
 所長 齊 藤 大
 住友商工株式会社飯塚
 所長 井 上 信 行
 共済石炭新井株式会社日吉飯塚所
 所長 堀 田 隆 雄

乙 西宮市 飯塚商工株式会社 代表取締役 大下 幸次郎

新井 幸次郎 代表取締役







別紙

所有者	耕作番	字名	地番	面積	備考
宮田元太郎	宮田元太郎	私	113	1317	
"	"	貸給	141-1	0114	
"	"	"	117-1	0310	
"	"	"	117-2	0338	



英 約 青

三井炭山株式会社山田鉱務所、日武鉱務株式会社飯沼事務所、
山武鉱務株式会社山田鉱務所、社鉄礦務株式会社山田、美田石
山武礦務株式会社山田新礦務所（以下単に甲という）と所有する
諸同業炭礦飯沼町大字甲各地 其 中 身

並に新作者 福岡県 高橋 繁樹 大平 17 歳 永上 邦彦
(以下半に乙という)と口奥地の打切補償に関し、下記の通り奥
料を徴収する。

10

(打剪補償金)

第1条 甲は別紙記載の敷地並びに農機用施設に対し甲が石炭採掘によつて与へた過去、現在の損害並びに将来発生する損害の打切補償金として金 10,000,000 円を乙に支払うものとする。

〔異議、請求等を禁止〕

第2条 乙は本契約の締結後、前項に於てこれに直接附屬し又は
同達する費用を諸施設の退去、現在の損害について甲に対し
異議の申立又は損害賠償等一切の請求を行なわないものとす
る。

よ将来いかなる損害が発生した場合といえども、前項と同様とする。

(支抗方法)

第3条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙間

て遅延協定の成立を決定するものとする。

(権利の移転等)

前条 乙が農地の所有権を移転し、又は賃借借の目的とすること等により第三者が農地に関する権利を取得するに至つた場合といえども、乙は自己の責任において、第三者に不当的に与づく乙の義務を履行せしめ甲に一切迷惑を及ぼさないようにしなければならぬ。

(登 録)

第5条 乙は弘雅法政ノ7条第2項に規定する登録を行なうことに同意し登録に附する甲の手續に留意をもつて協力しなければならない。

(變数の解法)

第五條 本條約に記載された事項並びに記載のない事項について、
異議が生じたときは、甲乙双方懸念をもつて協議しその解決が
得ぬものとす。

上記契約の品として本書 7 通を作成し甲乙それぞれ 7 通を保有す
る。

昭和38年 7月 30日

甲 三井鉱山株式会社山形鉱務所

所長 中村文平

日鉄鉱業株式会社板根事務所

所長 國 五十二

古河鉱業株式会社下山田鉱務所

所長 河 藤 真 夫

辻原礦務株式会社辻原鉱

所長 井 上 信 行

共同貯蓄銀行株式会社神奈川支店

所長 櫻 田 一 雄

所有 岩 崎 國 泰 品 庫 新 福 第 四 大 字 千 一 百 八 十 七 番 地

延 月 号

新 作 岩 崎 國 泰 品 庫 新 福 第 四 大 字 千 一 百 八 十 七 番 地

水 上 郵 花

10
上

別紙

所有者	耕作者	字名	地番	面積	備考
佐月 守	佐月 守	五反田	58-2	0007	
"	"	"	159	0401	
"	水上邦光	下田	162	2010	耕作地無収ノ民
"	佐月 守	宮下	198	1920	
"	"	"	201	0111	
"	"	"	203	0117	
"	"	"	204	1222	
"	"	"	205	0405	
"	"	長	104-2	0025	

沙米特·賓



一、

67

67

67

（権利の移転等）

(登 錄)

(要領と解説)

上記契約の益として本書 6 画を作成し甲乙それぞれ 3 画を保有する。

昭和38年 9月 22日

甲 三井鉱山株式会社山形鉱業所

所長 中村文平

目録鉱業株式会社監事事務所

所長 堀 五十二

古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所長 齊藤 良一

辻原礦務株式会社辻原鉱

所長 井上 信行

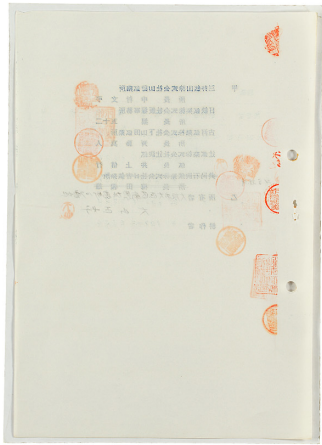
興和礦務株式会社神宮礦業所

所長 梅田 義雄

乙 所有者 大坂市大正区南馬場町一丁目

大山正子

耕作者



明誠堂圖書公家藏書

文 持 申 員 南

明誠堂圖書公家藏書

二十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

八 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

一 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

明誠堂圖書公家藏書

十 號 員 南

別紙

所有者	耕作者	字名	地番	面積	備考
大山正好	大山正好	下田	143	反 2121	歩
"	"	宮下	202-1	1407	
"	"	"	208	1304	
"	"	孤	107-1	0700	
"	"	"	107-2	0124	

(12) 1

上戶喜勝爾



(打切補償金)

卷之四

第2条 乙は本契約の締結後、貴地並びにこれに直接附屬し又は
関連する貴地用路建設の過去、現在の旅客について甲に對し
與顧の申立又は損害賠償等一切の請求を行なわないものとす
る。

【实验方法】

第3条 前2項の金額の支払時期、方式等については、甲、乙間

(權利の移転等)

第4条 乙が農地の所有権を移転し、又は賃貸借の目的とすること等により第三者が農地に関する権利を取得するに至った場合といえども、乙は自己の責任において、第三者に本契約に基づく乙の義務を履行せしめ甲は一切連累をかけないようとしなければならぬ。

問5 柴 乙は振替法第114条第2項に規定する登録を行なうことに同意し登録に関する甲の手続に同意をもつて協力しなければならない。

(疑難必解)：

第4条 本契約に記載された事項並びに記載のない事項について、
疑義が生じたときは、中乙双方誠意をもつて協議しその解決に
努めようとする。

上記契約の証として本書 7 通を作成し甲乙それぞれ 7 通を保有す
る。

昭和38年 9月 30日

40字排印

40字排印

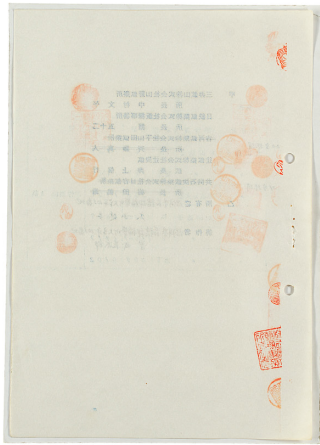
甲 三井鐵山株式會社山形鐵礦所
所長 中村文 平
日鉄鐵礦株式會社飯沼礦務所
所長 堀 五十二

三井鐵礦株式會社下田鐵礦所
所長 坪 藤 貞 人
北條鐵礦株式會社辻炭區
所長 井 上 信 行

美禰石炭鐵礦株式會社吉嶺鐵礦所
所長 梅 田 龍 雄

乙 所有 鐵礦 煤礦 鑛務 昭和十三年四月
大山達子

撰 著 福國景岳後郎編纂 昭和十三年四月
曾 我 荒太郎



別紙

所 有 者	制 作 者	字 名	地 番	面 積	備 考
大山延子	大山延子	下田	167	1127	
"	"	宮下	197	1401	
"	有我繁太郎	"	206	1108	耕作面積 5畝
"	大山延子	孤	108-1	0807	
"	"	"	112-1	1417	
"	"	宮下	209	0102	

1954年



契 約 書

12
1

三井物産株式会社山形支店、日鉄建設株式会社山形事務所、
古河建設株式会社山形事務所、北沢建設株式会社山形、共同
出資建設株式会社山形事務所（以下甲という）と所有地（山形
県山形市山形町1丁目1番地）を、

並びに併作

（以下甲乙という）とは、土地の打切補償に際し、下記のとおり
協定を締結する。

記

（打切補償金）

第1条 甲は別紙記載の土地並びに敷地用路敷に對し甲が石炭
採掘に因つて生じた損失、現在の敷地並びに将来発生する損
害の打切補償金として金 1,000,000 円を乙に支払うもの
とする。

（負債、前金等の償還）

第2条 乙は本契約の締結後、土地並びにこれに直接関係し又は
関連する直接間接費用の消去、損害の償還について甲に對し
負債の成立又は損害賠償等一切の請求を行なわないものとす
る。

2 将来いつなる損害が発生した場合といえども、前項と同様と
する。

（支払方法）

第3条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙両

で別途協定の上決定するものとする。

（権利の移転等）

第4条 乙が土地の所有権を移転し、又は賃貸借の目的とするこ
と等により第三者が土地に對する権利を取得するに至つた場合と
いへども、乙は自己の責任において、第三者に本契約に基づく
乙の義務を履行せしめ甲に一別通知をしないようとしなければ
ならない。

（登録）

第5条 乙は本契約第1条第2項に規定する登録を行なうこと
に同意し登録に關する甲の手続に協定をもつて協力しなければ
ならない。

（協議の原則）

第6条 本契約に關係する事項並びに記載のない事項について、
協議が必要となるときは、甲乙両方が同意をもつて協議しその解決に
當るものとする。

上記契約の証として本書 6 巻を作成し甲乙それぞれ1巻を保有す
る。

昭和34年 7月 10日



甲 三井鉱山株式会社山部鉱務所

所長 中村文平

日鉄鉱業株式会社敷設事務所

所長 堀 五十二

吉野鉄業株式会社下田部鉱務所

所長 齊藤 一夫

建設省株式会社建設院

部長 井上信行

長崎石油株式会社日吉部鉱務所

所長 梅田 義一

乙 所有者 福岡県嘉穂郡相模町大字中ノ口各氏

曾 茂 廣 美

翻作者

[illegible]

平 文 世 中 燕 燕

1 2 3 4 5 6

別紙

所有者	製作者	字名	地番	面積	備考
曾我広興	曾我広興	世給	115-1	反積 多 0029	

契 約 書

三井物産株式会社山形支店、日鉄鉱業株式会社飯塚支店、
古河鉱業株式会社下田支店、日鉄鉱業株式会社川口、奥羽石
炭鉱業株式会社日吉支店（以下甲と申す）と所有主
福岡県高田郡高田町大字下田大字山崎 文 雄

並びに耕作者

（以下甲と乙と申す）とは土地の打切補償に関し、下記の通り契
約を締結する。

記

（打切補償金）

第1条 甲は別紙記載の土地並びに農薬用施設に対し甲が石炭
炭掘りによつて与えた過去、現在の損害並びに将来発生する損
害の打切補償金として金 46,420円 円を乙に支払うもの
とする。

（異議、請求等の禁止）

第2条 乙は本契約の締結後、土地並びにこれに直接附属し又は
関連する農薬用施設の過去、現在の損害について甲に対し
異議の申立又は損害賠償等一切の請求を行なわないものと
する。

又将来いかなる損害が発生した場合といえども、前項と同様と
する。

（支払方法）

第3条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙間

で別途協定の上述するものとする。

（権利の移転等）

第4条 乙が土地の所有権を移転し、又は賃貸借の目的とすること
等により第三者が土地に関する権利を取得するに際した場合とい
えども、乙は自己の責任において、第三者に本契約に基づき
乙の義務を履行せしめ甲に一切迷惑をかけるようにならな
ければならない。

（登 録）

第5条 乙は飲農法第1ノ4条第2項に規定する登録を行なうこと
に同意し登録に附する甲の手続に協力をもちて協力しなければ
ならない。

（契約の解釈）

第6条 本契約に記載された事項並びに記載のない事項について、
異議が生じたときは、甲乙双方協議をもつて協議しその解決に
出づるものとする。

上記契約の証として本誓 約書を作成し甲乙それぞれ1通を保有す
る。

昭和35年 7月 26日



甲

三林县口林式会社田暨农所

所 长 申 村 文 平

日铁县林式会社农事部所

所 长 堀 五十二

吉河县林式会社下山田暨农所

所 长 坪 泰 一

建武县林式会社民部

所 长 井 上 信 行

共向有林式会社吉河县所

所 长 堀 田 一 雄

所有者 堀田县林式会社吉河县所

所 长 堀 田 一 雄

新 作 者

20号林所

21号林所

乙



1 2 3 4 5 6 7

20 1 2 3 4 5 6 7

別紙

所有者	撰作者	字名	地番	面積	備考
大山喜久雄	大山喜久雄	宮下	207	面積 多 0.402	
"	"	辻	108-2	0.013	



契 約 書

(中)

三井鉱山株式会社山群鉱業所、日鉄鉱業株式会社飯塚事務所、
辻鉱業株式会社炭鉱（以下単に甲という）と所有者
福岡縣基延郡基延町大字平ノノ番地 大 山 ハナ子
並びに耕作者
（以下単に乙という）とは農地の打引借賃に關し、下記の通り契
約を締結する。

記

（打引借賃金）

第1条 甲は前記記載の農地並びに農薬用耕田設に対し甲が石炭
採掘によつて与えた損失、現在の損害並びに将来発生する損
害の打引借賃金として金 16,250円を乙に支払うもの
とする。

（異議、請求等の禁止）

第2条 乙は本契約の締結後、農地並びにこれに直接附屬し又は
関連する農薬用耕田設の損失、現在の損害について甲に対し
異議の申立又は損害賠償等一切の請求を行なわないものと
する。

又将来いかなる損害が発生した場合といえども、前項と同様と
する。

（支払方法）

第3条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙間
で別途協議の上決定するものとする。

（権利の移転等）

第4条 乙が農地の所有権を移転し、又は賃貸借の目的とすること
等により第三者が農地に關する権利を取得するに至つた場合と
いへども、乙は自己の責任において、第三者に本契約に關づく
乙の義務を履行せしめ甲に一切追放をかけないようにしなければ
ならない。

（登 録）

第5条 乙は前記第1・4条第2項に規定する登録を行なうこと
に同意し登録に關する甲の手続に協力をもちて協力しなければ
ならない。

（契約の解釈）

第6条 本契約に記載された事項並びに記載のない事項について、
疑義が生じたときは、甲乙双方協定をもつて協議しその解決に
當るものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ1通を保有する。

昭和33年7月30日



甲 三井鉱山株式会社山形鉱務所

所長 中村文平

日鉄鉱業株式会社飯沼事務所

所長 堀 五十二

住友礦業株式会社山形鉱

所長 井上信行

乙 所有者

福地鉄基福地福隆町大字平101番地

製作者

大山ハナ子

中國醫藥科學出版社
中醫藥學
第二版
重印
一九八二年
北京

中國醫藥科學出版社
中醫藥學
第二版
重印
一九八二年
北京



(12)

圖 紙

所 有 者	製 作 者	字 名	地 番	面 積	備 考
大 山 へつ子	大 山 へつ子	私	106-1	反 歩 7 12	

106-1
106-1
106-1

(26)

姓名	性别	年龄	职业	籍贯	住址
李	男	20	学生	湖南	长沙



(27)



打切補償金領収書
一 金五萬七千四百七拾圓也

私所有の嘉穂郡稲葉町大字三原一四八番地の一(田)に
対し過去現在及將來の鉱業権に付して打切補償金として頭
書の内容正しく領収致しました
爾今本件土地に対しては貴鉱の責任は一切ありませんので後日の
為一札差入れます

昭和四十二年六月廿二日

嘉穂郡稲葉町大字三原

大山正
大木三郎
大木貞男

日吉鉱業所御中



打切補償金領収書
一金八萬貳千七百八拾八圓也

私所有の重富郡稻葉町三番地一四七番地の一(田)に
対し過去現在及將來の鉱業権等に付して打切補償金として頭取
書の金額正に領収致しまして
爾今本件土地に付しては貴館の責任は一切ありませんので後日の
為一札差入れます

昭和四十二年六月廿二日

重富郡 稻葉町 三番地

大山 養 正 印

日吉鉱業所御中

13 27



打切補償金領収書

一金五萬參所八百六拾五圓也

なを地へ

私所有の嘉穂郡稲葉町三郎一四九番地の(田)に
おし過三現在及將來の飯米板金に代りて打切補償金として頭へ
當分の全額正に領収致しました

毎今事件土地におしは貴館の責任は一切ありませんので後日の
為一札差入ります

昭和四十二年六月廿日

嘉穂郡稲葉町十号 澤生

野見山 正

日吉館業所御中



木

一金四萬圓也

打切補償金領収書

私共地主所有の嘉穂郡穂笠町大字漆生三尋地区内(概二五七の一
二五八の一・二五九の一・二六〇の一)のエンデレス銀一節徴収並に及地主作う
件に關して隣接地の使用と号一切の行為を對し打切補償とて地主の
金證正に領収致しませう
爾今本件に關し尙餘には一切苦情又は補償等申出致さざらんことを
誓約致します

昭和四十二年六月廿一日

地主代表 太田三郎



日百銘業所御中



日吉境は4/年6月2日
 (82.5.24日)
 下記、工21以敷池、不毛補
 使を切ため機築抵二分
 分と支払う、但し切後は
 田境の補償地正に編入する
 事が前提条である

記
 二堰1147番地 大山 希正
 工21以敷池81 測量地10坪
 不毛 120 } 計251坪
 新不毛 40
 二堰1148番地 大木 分二
 工21以敷池42 } 計176坪
 不毛 134

(28)



NO. _____

覚 書

私共所有の稲葉町大字清生宮二郷1/47番地
1/48番地のエントランス周辺の土地を返還するに当り
日吉鑑事務所と交渉の結果、4/1年6月正成に打切契
約が成立しました。件に対しては地主としては一切異
議なく、日吉鑑事務所の責はありせんことを再度確
認致します。

尚、本件打切について今後、残の稲葉鑑の補
償交渉にも日吉鑑事務所の責任はありませんので、
後日の為一札差入れます。

昭和42年3月24日

地主 相 大山 恭正

大木市三郎

大木貞男

日吉鑑事務所 御中

清生宮安楽会 御中

本件借主 (長谷川 清生等)
相 田 〇

建物及道路管理人の承諾願

昭和四十年十一月一日

稲葉町長 西田祥盛 殿

共済会稲葉株式会社 稲葉所
 稲葉代理人 吉川茂明

稲葉町長 西田祥盛 殿
 稲葉所 木本元六 殿
 西村文男 殿

今般左衛門より坑口を開設の上、石炭採掘を實施致しますので、
 稲葉法第六十四条の規定に従い、管理人の承諾を乞願し申上げます。

記

一 施業地正の表示

稲葉町大字大田大へう向と地正（別圖の通り）

一 施業目的

坑口開設の上、石炭採掘

一 五丁米収用の物件

大田——江間の町道

木本元六殿住家及附属建物
 サトハク工場及附属建物

以上

右承諾する

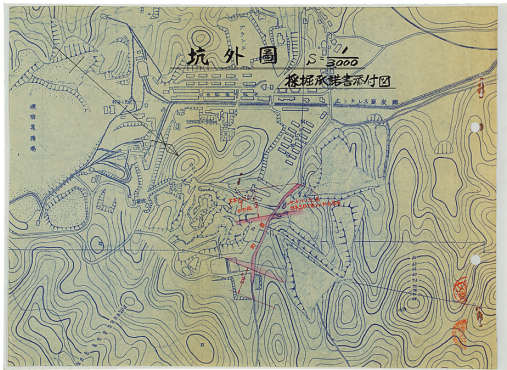
昭和四十年十一月一日

稲葉町長 西田祥盛



木本元六
 西村文男





(14)



土地売買契約書

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所 (以下甲と称す) と 栃県町 大田
大木貞男 (以下乙と称す) とは 甲所有の土地 近畿に同じ下記の通り契約を締
結す。 栃川炭業委員 向井作市 (以下丙と称す) は乙の保証人として本契約に
調印す。

記

1. 売買物件

栃県 那須郡 那須町 大字 山道 12番地の /
山林 6反 4畝 12歩

(30)

2. 界1項の甲所有地を乙に売渡す

売買価格は 坪 130円 総金額 251,160円とし 乙は甲に契約時に
半額、登記の際に残額を支払精算するものとする。

3. 本件土地に関する過去 現在及び将来の鉱害については乙は甲に対しそ
の請求権を放棄する。

4. 乙が本件土地取得後 開墾等により石炭採出の節は、即ちに甲に
連絡すると共に、その帰属については、一切甲の所有に從い違背しないこと。

5. 本件の所有権移転登記に必要の金銭は乙の負担とする。

6. 本件土地を将来乙が第三者に転売し、又は第三者と共同経営をした場合も、本契
約の拘束を受けしものとする。

以上確約の証として本書3巻を作成し 甲乙丙各1巻を保有する

昭和42年 4月 10日

栃国県那須郡那須町大字相

甲 共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所
鉱業代理人 吉川秀相

乙 栃国県那須郡那須町大字相
大木貞男

丙 全 上 (保証人) 向井作市

(31)



覚書

箱根町下志保生等二塚の二塚川汚水放流の件に因りて 濱生及び
才田の農地 関係者を甲とし、日吉鉱業所を乙とし、下記の通り契約を
締結する。

記

第一 条 乙が二塚川の汚水汚濁水放流に因りて、年間2回の二塚川河床浚渫工事を
乙が行うものとする。

第二 条 前条工事の実施に当つては 甲、乙、その都度 協議するものとする。

第三 条 この覚書締結の期間は毎会計年度(4月1日～翌年3月31日)を十年の定限として完結する。
(但し、2年度は甲、乙の覚書締結時の申合せにより乙の責任完了とみなす)

(31)

第四 条 本件に因りて騒音の生じし時及び全線に亘り 甲乙双方の責任を以て協議解
決するものとする。

本覚書は三連作成し甲の濱生及び才田関係者代表及び乙の各々が各一連を保有する。

昭和43年 1月 8日

箱根町 濱生農地関係者

代表 西田 繁 松

箱根町 才田農地関係者

代表 向井 作 市

箱根町 才田

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所
社長 吉川 茂 明



覚書

稲葉町大寺澤生甲二塚の二塚川汚水放流の件に關して 濱生及び
オ田の農地関係者を甲とし、日吉鉦業所を乙とし、下記の通り契約を
締結する。

記

第一條 乙が二塚川の汚水放流に關して、毎周2回の二塚川干涸浚工事を
乙が行うものとする。

第二條 前条工事の実施に當つては 甲、乙、との都合 協議するものとする。

第三條 この覚書締結の期間は毎會計年度(4月～翌年3月)を一年の基礎として実施する。
(但し2年度は甲、乙の覚書締結時の申合せにより乙の責任完了とみなす)

第四條 農作中に關して被害の生じた時及び全収に及り 甲、乙双方の同意を以て協議解
決するものとする。

本覚書は三通作成し甲の澤田及びオ田関係者代表及び乙の各々が各一通を保有する。

昭和43年 11月 8日

甲(1) 稲葉町 濱生農地関係者
代表 田田 繁 松

稲葉町 オ田農地関係者
甲(2) 代表 向井 作 市

稲葉町 オ田
乙 共同石炭鉦業株式会社 日吉鉦業所
代表 吉川 茂 明

稲葉町 澤田
証人 長谷川 光 明

土地賃借契約書

葛城郡御都町大字才田共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所（以下単に甲と称す）と葛城郡御都町大字才田野崎三（以下単に乙と称す）は甲の所有地に於いて乙の居住家屋の敷地に關する土地賃借契約を左の通り締結する。

第一条

甲の所有に關する葛城郡御都町大字才田字美ノソエ六番八番地に於ける固礎部附屬の位置一五五五三坪を乙に賃貸する。

第二条

本件による借地料は年間洋拾円とする。

第三条

但し初年度に於いては月割計算で納入し無任年度に於いては年中途中で本件契約を

第四条

乙は本件に關しては居住家屋の敷地以外に使用してはならない。

第五条

本件契約期間は昭和三十三年九月より昭和三十四年十二月末日迄とする。

第六条

但し契約を延長する場合は甲乙協議する。

本契約締結の場合乙は直ちに自己の敷置せる機軸物件を除去して本件土地を甲に返還しなければならぬ。

第七条

乙が自己の爲に行つた附費用は別に甲に請求しない。

第八条

契約前に於いて被害及び甲の事業進行により自己所有家屋その他の被害に關して乙は甲にその被害補償の請求をしない。

第九条

乙は本件土地を賃貸又は譲渡並びに權利の對象に使用してはならない。

第十条

乙が本件契約条項の一ヶ条と雖ども違反した場合は又は不都合行為ありたる場合は契約期間中に於いても甲はこの契約を解除することが出来る。

第十一条

甲が本件土地を含んで所有地を他に譲渡する場合乙は無任申立しない。

右契約成立の証として本書裏面を作製し甲乙各持別を保有する。

昭和三十三年 十月 九日

甲 葛城郡御都町大字才田共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

乙 葛城郡御都町大字才田 所長 宇位 見 敬 一

保証人 葛城郡御都町大字才田

野崎 三
向井 作 南
大山 喜 藏

昔地中人は……幾度而没の國にて公大の
性相の輕地より靜寂の靈境にあり
從價契約するは是の如し



土地賃貸借契約書

高槻郡福富町大字才田共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所（以下単に甲と称す）と高槻郡福富町大字才田野崎三（以下単に乙と称す）は甲の所有地に於いて乙の居住家屋の敷地に関する土地賃貸借契約を立の通り締結する。

第一条 甲の所有に關する高槻郡福富町大字才田字真ノソニ六十八番地に於ける別紙添附図

の位置一五五五三坪を乙に賃貸する。

第二条 本件による借地料は年間坪当たりとする。

第三条 乙は第二条の借地料を毎年十二月に甲の事務所に於いて納付すること。

但し初年度に於いては月割計算で納入し、翌年度に於いては他の中途で本件契約を解除した場合は前納した借地料は返戻しない。

第四条 乙は本件に關しては居住家屋の敷地以外に使用してはならない。

本件契約期間は昭和三十二年九月より昭和三十四年十二月末日迄とする。

第五条 但し契約を延長する場合は甲乙協議する。

第六条 本契約解除の場合乙は直ちに自己の設置する借家物件を撤去して本件土地を甲に返

還しなければならぬ。

乙が自己の爲に行つた修費用は概て甲に請求しない。

第七条 契約書に於いて修費及び甲の事業遂行により自己所有家屋その他の修費に關して乙は甲にその修費補償の請求をしない。

第八条 乙は本件土地を転貸又は譲渡並びに権利の対象に使用してはならない。

乙が本件契約条項の一つ条と雖も違反した場合は又は不能合行ありたる場合は契約期間中に於いても甲はこの契約を解除することが出来る。

甲が契約解除したる事による乙の損害は甲に請求出来ない。

甲が本件土地を含んで所有地を他に移転する場合乙は異議申立しない。

右契約成立の証として本書式通を各添し甲乙各持通を保有する。

昭和三十三年 十月 九日

甲 高槻郡福富町大字才田共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

乙 高槻郡福富町大字才田 所長 宇佐 見 敷 一

保証人 高槻郡福富町大字才田 齊 崎 三

肉 井 市

大 山 嘉 蔵

(32)

土地借用願

土地の表紙

生田原村 稲原町 大正六回

生田ノゾヘ

高地

〔浮野 土地表〕

此土地は昔、社所有にあり、今般毛
地として借用致したいので、御許可下さいませう。

お願ひします。

昭和三年十月九日

稲原町大正田六番地

願人

野崎 登三

三

田老執業所

所長宇佐見 敬一 敬



23

町 約 審

事務部均等町大字生區内關係者代野見山益次郎外拾 名多甲とし
(以下單に甲と稱す) 共同石炭礦業株式會社日吉礦業所多乙とし
(以下單に乙と稱す) 甲乙兩者の間に於いて乙の礦業用水としてオ
田川の水を利用する件に關し左記事項を契約し甲乙兩者各一通宛を
所持して後日の證とする。

記

一 甲は乙が二家區内に設置する揚水ポンプ施設を利用し礦業用水と
してオ田川より取水する事を承諾する。

二 乙は甲に對し礦業用水としてオ田川より取水する期間毎半一ヶ年
につき金貳千圓迄宛を其の年の米日に支拂ひする事。

但昭和二十五年夏分より實施する。

三 將來昇揚井坑復舊の時り爾乙が事業を擴張して井坑關係田用水の
不足又は礦業用水に比し餘剰を発生した時は其の餘剰田に對して
は乙に於て以て償償する事。

昭和二十五年十一月一日

以 上

甲福岡縣嘉穂郡稻築村大字漆生

代表者
田原者

野見山益次郎
野見山孫七
大木松平
長谷川傳作
高木龜太郎
田坂惣輔
西田文男
西田繁松
野見山清輔



云 物同殿嘉穂郡稲築町大字方田

古 岡古殿稲築町大字方田

日 古殿稲築町大字方田

松本作之
手島築次郎





契約書

外 名

事務所 柳町大字 藤生宇二 殿 内 通 係 者 代 等
を 甲 と し (以下 順 に 甲 と 稱 す) 井 岡 石 炭 産 業 株 式 會 社 日 吉 礦 業 所 を
乙 と し (以下 順 に 乙 と 稱 す) 甲 乙 兩 者 の 間 に 於 て 乙 の 礦 業 用 水 と
し て 才 田 川 の 水 を 利 用 す る 件 に つ き 藤 生 區 内 通 係 者 と 日 吉 礦 業 所 と
が 交 渉 す る 事 に 關 連 し て 左 記 條 項 を 締 約 し 甲 乙 兩 者 各 一 端 を 締 約 し
て 後 日 の 證 と す る 。

藤生宇二



一、日 吉 礦 業 所 の 礦 業 時 害 による 二 藤 生 區 内 被 害 田 邊 堀 用 水 ポンプ 施設
は 常 然 日 吉 礦 業 所 の 責任 に 於 て な す べ き であり 現在 の 施設 は 日
吉 礦 業 所 の 所有 である から 之 を 利 用 し て 堀 水 し 灌 漑 用 水 に は 不 得
由 の な い 處 に 對 する 事 。
二、堀 水 時 に な り 甲 の 灌 漑 一 水 に 不 足 を 來 す 場 合 は 乙 の 礦 業 用 水
の 過 水 は 適 宜 と する 部 。
三、乙 の 礦 業 用 水 が 二 藤 生 區 内 耕 作 田 に 浸 入 し 農 害 を 與 へ た 時 藤 生 區 に

對しては乙に於いて補償する部。

四、乙 の 礦 業 用 水 は コンクリート 樋 を 設 置 し て 才 田 川 に 流 し 込 む 部
五、甲 は 乙 が 礦 業 用 水 と し て 才 田 川 より 過 水 す る 部 に つ い て は 補 償 を
申 出 せ ない 部

昭和二十五年十一月一日

日 上

甲 名 西 田 繁 光
甲 名 野 見 山 登 修 作
甲 名 大 山 繁 光
乙 井 岡 石 炭 産 業 株 式 會 社
日 吉 礦 業 所





共同石炭採掘株式会社は、石炭採掘所（以下甲という）と炭地主（以下乙という）とは、甲が岡山により最終打切として甲のエンドス用地も乙に返還するにあり、下記の通り契約を締結する。

(惜地打加稱讚)

(異議、請求界の禁止)

(叔利の移転等)

(主として、教育の進行)

片断より示す支取見込みより、エントレス賃貸借契約は解除
した。

昭和43年6月5日

福岡縣立美術館新館

所長 志川 茂

福州縣志總序

炮	面	田	紫	松
王	大	山	奈	道
十	野	具	益	主
，	野	具	縣	七
，	野	具	初	夫
，	面	野	人	志
，	松	虎	陸	昭
，	大	木	市	三
，	島	島	美	山

國保堂金氏 長谷川 秀明



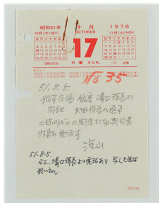
(4E)

4.3.5.7

エントレス用地借地打切補償

氏名	地番	地積	坪割	坪割 面積	打切補償金	筆印
大山養正	1120	45.97	190.80	8.971	17,542	
野見山直生	1122	57.88	"	11.094	22,088	
野見山孫七	114401	74.05	"	14.129	28,258	
野見山和夫	117701	105.18	"	20.968	46,766	
"	"	52.12	62.61	3.315		
西田繁板	1181	69.82	190.80	12.245	26,490	
西野久志	1115	15.10	"	2.881	5,762	
松庭隆雄	1116	84.13	"	16.820	32,180	
大木市一郎	111801	127.81	"	24.465	48,930	
北見孝次	1121	52.82	"	10.773	20,346	
計				124.121	248,242	







契 約 書

共同石炭産業株式会社日高支店(以下甲という)と柳井所
増生一帯地己舊地国持者(以下乙という)とは甲の国山に於
甲の治水キロ入補償等関係事項一紙に於て下記の通り
契約を締結す。

記

第1条 本件に於て関係事項は次の通り

- (1) 感川以東のキロ入補償金一切
- (2) 感川以西の甲のエンプレス居度徴収税入日金納付
- (3) 感川の治水設備水利権
- (4) 感川のキロ入補償工事
- (5) 水田の治水水利権
- (6) 以上の直接又は間接に農事関係施設

第2条 本件に於て関係事項一紙の訂加補償金として甲は
一全 武蔵岡田出と乙に支給す。

第3条 乙は本契約の締結に於て本件に於て現存する
将来の損害に於て甲に於て原状の申立又は損害
賠償等一切の請求を所せぬものとす。

第4条 乙の舊地の所有権を移転し又は賃貸借及耕作
目的とせしむるに於て甲は舊地の国持権利を
取得するに至る場合といふも、乙は自己の責任に
於て甲は本契約に基づくこの義務を履行せし
め、甲は一切の責任をかりない。

上記契約の記して本書に於て作成し甲と乙の代表者
がそれぞれ一通を所有し関係者はそれぞれ一通を所有す。

(35)

昭和四年六月五日

甲

共同石炭産業株式会社日高支店
代表 吉田 貞一

乙

柳井所増生一帯地己舊地国持者
代表 長谷川 光男



飲料水に関する契約書

横濱鐵道株式會社稻澤支店（以下甲と云う）と共同
石炭鐵道株式會社日吉礦業所（以下乙と云う）並日
吉礦業所や田居住区自治會（以下丙と云う）とは今後
上水道について、左の通り、契約し、これを遵守する。

記

第一条 甲は丙に對し毎月貳千 トンの飲料水と
給水する。

第二条 乙は甲に對し次の施設を無償譲渡する

① 漆生礦業所の使用水送水施設

② 馬カポンガ一式 二組

六吋パイプ 約八三〇米

五吋パイプ 約三五〇米

一吋半パイプ 約八〇〇米

條に於て南部バツク座同の排水管並上家

③ や田川揚水施設

四、馬カポンガ一式並上家

第三条 甲は丙地出入口メータ取付に要する施設管理

を行へ、以降の施設管理は丙で行う

第四条 丙は甲より當 合式給付せし給水料金を

支払う

第五条 丙は各戸の料金を取り纏め翌月十五日まで

に甲に納金する。

第六条 換針は月一甲、丙立會の上で行う

天災地変或は丙の都合等により断水

又日膳間給水等のある場合は甲は運搬に
丙は運搬し 丙はこれに協力をする
第八年 甲は乙より譲渡を受ける施設等の名称変更は
直に行い 聊か乙の迷惑をかけること
第九年 本契約による給水口撤去所管上水道送水
開始とする。

以上確約の意とく 本書き通しと作成し
甲・乙・丙各、互証と保存する。

昭和四十二年七月二十日

(甲)

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

(乙)

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

(丙)

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生

市役所 稲葉所長 吉澤生



エントレス用地係旧契約書

渡辺鐵業株式會社楠梁炭礦(以下甲という)と共同石炭鐵業株式會社日吉鐵業所(以下乙という)とにエントレス用地の復旧に關して左記の通り契約を締結する。

記

第一條 本沖のエントレスは楠梁町大字漆生字ニ塚地正内とあり乙が昭和十七年以來該地の上に使用して来たものであるが四十三年六月に關係地主へ返還の契約となつたものである。
第二條 乙は該地にありたる地留所の地大約なるを原形に復する工事を實施しても甲の關係ある周辺田圃との關係に直ぐに田への利用回復とならないので甲、乙協議の結果、エントレスは原形のまゝとし渡辺甲独自にて田への完全復旧をなすものとする。

第三條 第三條の約定による前條エントレスに關しては一切甲が責任を擔う甲は乙に対して何等の要請もしないものとする。

第四條 甲は本契約と同時に本沖關係者に対して田への完全復旧の約束と文書を以てて申入れするものとする。

以上確約の証として本書を一通を作成し甲乙各々各道に保存する。

昭和四十二年七月六日

(甲) 共同石炭鐵業株式會社楠梁炭礦 代表 長宮本義雄

渡辺鐵業株式會社楠梁炭礦 代表 長宮本義雄

(乙) 共同石炭鐵業株式會社楠梁炭礦 代表 長宮本義雄

共同石炭鐵業株式會社楠梁炭礦 代表 長宮本義雄



抄

日立鐵工ントレス用地復旧確約書

稲築町大を滋生子ニ敷地ニ内ス日立鐵工使用セリ工ントレス
用地は当該ノ被害地ニ及ビ現料ノまま當方ナリ能ク爾後單
独ニ一切ノ責任ヲ以テ田ヘ完全復旧スルことを確約致シます。
昭和四十二年七月六日

飯塚市ニ瀬川津

渡辺振業株式会社

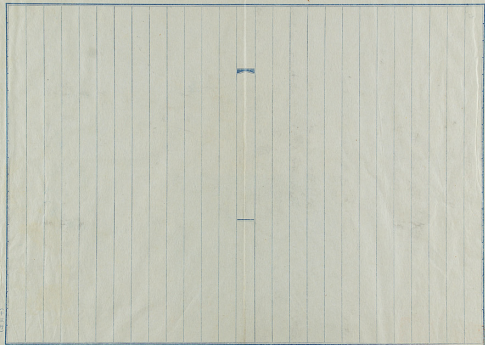
社長 渡辺ハル子



稲築町大を滋生子及下田

関係地主 長岡田繁松 殿

関係農事 牛島代長 長谷川光明 殿



100-1

200 74-20



被害及公同株主間の損害賠償請求書

共同石炭炭業株式会社より炭業所(以下甲と云う)と濃辺炭業株式会社梅葉炭業所(以下乙と云う)とに被害その他について左記の通り契結する。

記

第一條 甲と乙は共に隣接する炭区に關係しそれぞれ炭業所を管理し、処理及公同株主間の損害賠償請求を以て打切とする。

第二條 乙は甲に対して被害を定損賠償金として金壹百万円を支払う。

第三條 支払期限は合理的に事業期間に留保せられて乙の定損賠償請求金より支払うものとする。

第四條 本契約により甲乙間の被害処理に關する一切の交渉は消滅し、炭地正内の濃池炭害及公同部落の居住家屋被害については乙は一切甲に要應せず、乙が単独に之を管理し、責任を負うものとする。

第五條 本契約により甲の合理的に事業期間に提出した乙に対する被害賠償請求権の申請書は取下げられるものとする。

乙は本契約の遵守によって当然甲に対する被害賠償請求を行わない。

以上確約の証として本書を一通を作成し甲乙それぞれを通と保有する。

昭和四拾年七月廿拾日

(甲)

上野炭業株式会社代表

共同石炭炭業株式会社より炭業所

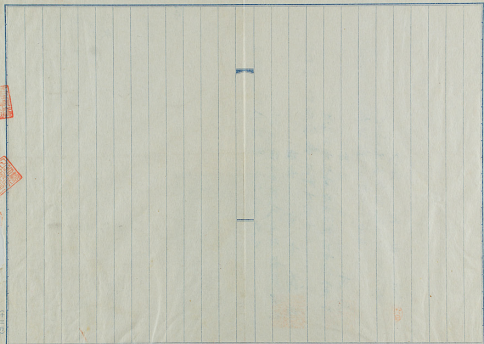


所長 吉川茂明

(乙) 七加徳師指頭木町太子漆生

渡辺滋葉林会杜指頭栗炭

鑑長 宮本長雄



1211

229 74-30



日吉会館所

御中

(39)

昭和
47年11月2日

共済興業株式会社

北九州市若狭区本町1丁目9-18
電話 若狭 代表 51753 傳

書類送付御案内

謹啓 毎々格別のご快立を賜わり有難く厚く御礼申し上げます

さて下記書類を同時に御送り致しますので宜しく御取扱いの程御願い申し上げます



敬 具

記

1. 日吉会館にかかる窃盗賭博請求権
申出の取手届について (通知) 外
上記請求書送付 (封入15枚綴) あり

石炭石合九款第 44280号

九州市若松区本町1丁目番10号 昭和 43 年 10 月 30 日

共同石炭産業株式会社

代表取締役 入交 太一 殿

福岡市古小倉町1丁目番地

石炭炭素会連合会福岡九州支部

支部長 宮 森 芳 男

日 ち 貴社にかゝる炭素貯蔵庫
求積申請の取下届について（通知）

さきに貴社あて送付した標記の炭素貯蔵庫求積申請書について、
別紙一覽表のとおり、その取下届が提出され、当事業団はこれを受
領したので通知します。

添付書類

1. 取下届一覽表 / 部
2. 炭素貯蔵庫求積申請の取下届原本 / 部（ノル）

以 上

昭和 43 年 11 月 3 日

局長 課長 係長
43.11.1
43.11.1
43.11.1



(促進交付金配付様式(地方創生))

鉅害賠償請求權申出者一覽表

枚の内 N_m

日吉 氏部

[illegible]

鉱害賠償請求権申出の取下届

昭和 43 年 10 月 26 日

石炭鉱業合理化事業(国九州支部)

支部長 宮森芳男 殿

申出者 住所

嘉穂郡稲葉町瑞崎 394 番地

氏名

秋穂由陽

私は、昭和 43 年 月 日付にて石炭鉱(福採登第 250 号)にかかる石炭鉱業合理化臨時措置法第 35 条の 2 第 1 項の規定による鉱害賠償請求権の申出を致しましたが、私の都合により下記物件についてその申出を取下げ致します。

記

(1) 取下げ物件の明細

物件番号	被害物件の種類	面積、構造等	被害物件の所在地番
	宅地	35 坪	稲葉町瑞崎 394 番地
	山林	8 畝 10 坪	稲葉町瑞崎 394 番地

物件番号	被害物件の種類	面積、構造等	被害物件の所在地番

(2) 取下げの理由

別紙協定書の通り、甲乙物件の鉱害賠償について日吉炭鉱との間に協定が成立いたしましたので、申出を取下げます。

申請書受付番号	/
取下届受付番号	/



〔促進交付金給付様式等の取扱い〕

鉅害賠償請求權申出者一覽表

校の内Mo.

日吉 庚辰

[illegible]

(印通関社会記録簿式別)

鉱害賠償請求権申出通知書

石炭九〇〇号

昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(停止事業者)

住 所 北九州市若松区本町一丁目九番地

氏名または名称 共同石炭鉱業株式会社

(代表者氏名) 八木 一 殿

福岡市古小島町187番地

石炭鉱業合理化事業団九州支部

支 部 長 宮 森 芳 殿

貴殿がその鉱業を廃止された 日 告 炭鉱に係る鉱害
について、石炭鉱業合理化臨時措置法第35条の2第1項の規定
による公示の結果、別紙一覧表(各申出書の副本を添付する)の
とおり鉱害賠償請求権の申出がありましたので通知します。

副

市 交付番号	／
-----------	---

支部長

152

申請者の氏名または名称

(代表者氏名)

申出者の住所

秋種由勝

元陽開學皇祐郡福筆所冠客時 524 華地

下記のとおり石炭鉱業合理化臨時措置法第35条の2第1項に規定する被害賠償請求権の申出をします。

1. 鉱害に係る採掘権または鉱賦権の登録番号

浮游植物
浮游动物

登錄證號 福函 第 1278 號

2. 賠償義務者の氏名または名称

日吉表境

3. 被害物件の名称、範囲、被害の程度ならびに発生の原因および時期

[illegible]

4. その他参考となる事項

1. 山雨川堤近处同堤岸口隔水相望：水流湍急，不同（这岸叫的力上三个工事，
地土上三个工事）

二、山林之於民，於商於而手植林以時，足以成其長治也。

、種在木上、枯死、種情下

(注) 裏面の「記載注意」によつて記入するようにして下さい。



(記載注意)

- (1) 「出品者の名称」欄には、出品者が法人である場合には、その名称および代表者の氏名を記載し、地方公共団体である場合には、その名称ならびにその長（権限を委任されているときは、その者とする。）の職名および氏名を記載すること。
- (2) 「記録番号または別紙の登録番号」欄には、いずれか該当するものを○でかきこみ、その郡、区、所、町名および番号を記載すること。
- (3) 「被害物件の種類」欄には、下記により記載すること。
- (4) 農地にあつては、田、畑、果樹園等の別を記載すること。
- (5) 農業用施設にあつては、水路、農道、井場、灌漑等の別を記載するほか、その名称（例えば、大久保路、前田路等）を記載すること。
- (6) 建物等にあつては、家屋本屋、納屋、土蔵、倉庫等の別を記載し、公営または公営用建物にあつては、その名称（例えば、市営住宅、市民会館等）を記載すること。
- (7) 公共土木物件にあつては、道路、河川、堤防等の別を記載するほか、その名称（例えば、市道、市河川、市堤防等）を記載すること。
- (8) 上・下水道、学校および鉄道にあつては、その名称（例えば、上水道である場合には、市営上水道、学校である場合には、市立小学校、鉄道である場合には、国鉄本線等）を記載すること。
- (9) 上記各号に掲げる物件以外の物件にあつては、宅地、山林、原野、灌漑地、井水、墓地等その種類を記載すること。
- (10) 「面積・構造等」欄には、下記により記載すること。
- (11) 農地にあつては、その面積（町、反、畝、歩または坪）を記載すること。
- (12) 農業用施設のうち、農道および井場にあつては、その延長（米）、水路にあつては、その延長（米）のほか、その構造（例えば、土水路、コンクリート管渠等の別）、灌漑にあつては、その灌漑がかりの農地の面積（町、反、畝、歩または坪）を記載すること。
- (13) 建物等にあつては、建坪（平方米）を記載するほか、その構造（例えば、木造平屋瓦葺、木造2階トタン葺、コンクリート1階建等の別）を記載すること。
- (14) 公共土木物件にあつては、その延長（米）および歩員（米）ならびに工法（例えば、アスファルト道路、鉄筋コンクリート橋梁等の別）を記載すること。
- (15) 「被害の程度」欄には、その被害状況、例えば農地にあつては○cm沈下、現在地時2木倒伏、家屋にあつては○cm傾斜、傾斜○cm等、その状況を具体的に記載すること。
- (16) 「農生の被害」欄には、記録が最初に発生した時期およびその後の被害の進行の状況を記載すること。
- (17) 「その被害となる事項」欄には、賠償義務者との間に交渉がなされているときはその概況、その被害について和解の仲介、調停、訴訟等がなされているときはその概要、その物件について過去において賠償（農地である場合には年々補償費を含む。）がなされたことがあるときはその内容、隣接または重複する（重複区を含む。）との場合被害と認められる場合にはその旨、その他参考事項を記載すること。
- (18) 「交付番号」および「物件番号」の各欄には、記載しないこと。
- (19) この中田町の地籍図数は、区1通、町1通、計2通とする。



鉾害賠償に關し協定書

稻株登第1278号鉾区に於ける鉾害賠償について
賠償義務者 日吉炭鉾 (以下甲と稱する)と申出者
秋穂由勝 (以下乙と稱す)とは 下記条項のとおり
協定を締結した。

記

第1条 甲は乙が石炭結集合理化臨時措置法(以下
法という)第35条の2 第1項の規定により 鉾害
賠償請求権の申出をなした被害物件については
整理便宜交付金によらず 鉾害法により賠償或
者ある物件は 別途資金により責任をもつて鉾害
賠償を行う。

第2条 乙は前条により 法第35条の2 第1項の規定
により 鉾害賠償請求権の申出を取下げらる。

第3条 本協定を証するため 協定書式通を作成し
甲乙各二通を保有する

昭和43年10月26日

賠償義務者

福岡県嘉穂郡稲葉町

大字井田

甲 共同石炭鉾業株式会社

日吉炭鉾所

常務取締役専任 吉川茂明



申出者

福岡県嘉穂郡稲葉町

大字若崎 524番地

乙

秋穂由勝





銘巻賠償に関する本協定書

福井県第1278号銘巻にかかる銘巻賠償について
賠償義務者 日吉炭鉱（以下甲と称す）と申出者秋穂由勝
（以下乙と称す）と之間に昭和43年 月 日締結の協定書
（以下前協定書と称す）について改めて下記のとおり本協定書
を締結する。

記

第1条 前協定書の第1条による甲が鉱業法による
賠償義務ある物件は別途資金により責任と
もって銘巻賠償を行う。この内容は三井鉱山
株式会社山野事務所が甲の銘巻について
一切責任を負うとの確約がなされてあることを
指し、従って甲が直接賠償をせず、三井鉱山が
甲の代行であることを乙は了承する。

第2条 乙は前条により第35条の2第1項の
規定による銘巻賠償請求権の申出を取下げる。

第3条 本協定を証するため協定書2通を作成し
甲乙各1通と保有する。

昭和43年10月26日

賠償義務者

福井県高根郡福井町
大字大田
共同炭鉱業株式会社

甲

日吉炭鉱所
事務取締役兼長 吉川茂明



申出者

福井県高根郡福井町
大字岩崎304番地
秋穂由勝

乙



鉱害賠償請求権申出の取下届

昭和43年 10月 27日

石炭鉱業合理化事業団九州支部

支部長 宮森芳男殿

申請人 秋篠 由勝

私は、昭和43年 月 日付にて 石炭鉱(福林炭第1278号)にかかる石炭鉱業合理化臨時措置法第38条の2第1項の規定による鉱害賠償請求権の申出を致しましたが、私の都合により下記物件についてその申出を取下げ致します。

記

(1) 取下げ物件の明細

物件番号	鉱害物件の種類	戸数、積造等	鉱害物件の所在地番
	宅地	35坪	稲葉町稲葉町字所01501
	山林	6畝10歩	稲葉町稲葉町字所015

(39)

物件番号	鉱害物件の種類	戸数、積造等	鉱害物件の所在地番

取下げの理由

別紙勘定書の通り 甲生物件の鉱害賠償について 目下炭鉱との間に協定が成立いたしましたので 申出を取下げます。

山形県 三ツ井 号

昭和六年九月二日

三井物産株式会社 敬啓

三井物産株式会社 山形事務所

所長 山口 義賢

貴州石炭鉱業株式会社 山形支店の
北秋田の鉱務助員に就する件

敬啓に就しては、賠償請求の件について三井と貴州石炭

との間で賠償が成立致しましたので、本件鉱務については三井

で一切責任を負います。

此 止



共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所(以下甲という)と
 鉱害被害者代表(以下乙という)とは下記の通り
 契約を締結する。

記

第1条 甲の鉱害賠償については、三井鉱山株式会社
 山野事務所より43年10月12日附発行の、三井
 にマ一切責任を負うとの公文書を乙が受領し
 たことにより、甲の鉱害賠償が三井鉱山に
 代行されたことを乙は承認する。

第2条 前条により甲に対する鉱害賠償債務の請求
 については、乙はどの申出をしないものとする。

第3条 オス条のこの協定に対し、甲は協定謝礼金を
 この金員に支払う。
 尚論之は、甲の鉱害賠償が、三井鉱山に肩
 替りした本旨をよく理解し、甲に対しては何
 れも一切掌摺しないことを確約する。

以上契約の証として本書と通を作成し、甲、乙
 各々1通を保有する。

昭和43年10月21日

(40)

〒大字石田

鉱業株式会社
 鉱業所

所長 苔川茂明



代表

(乙) 福取町中尾代表
 。 辻 。
 。 下平 。
 小田市下山田 。

水水寿人
 大山光男
 西田正夫
 松岡徳重





共同石灰工業株式会社日吉鉱業所(以下甲という)と
 鉱害被害者代表 (以下乙という)とは下記の通り
 契約を締結する。

記

第1条 甲の鉱害賠償については、三井鉱山株式会社
 山野事務所より43年10月12日附発行の、三井
 にマ一切責任を負うとの公文書を乙が受領し
 たことにより、甲の鉱害賠償が三井鉱山に
 代行されたことを乙は承認する。

第2条 前条により甲に対する鉱害賠償債務の請求
 については、乙はその申出をしないものとする。

第3条 本条条のこの協定に対し、甲は協定謝礼金を
 この金員を支払う。
 尚論之は、甲の鉱害賠償が、三井鉱山に肩
 替りした本旨をよく理解し、甲に対しては何
 れも一切掌握しないことを確約する。

以上契約の証として本書と通を作成し、甲、乙
 各々1通を保有する。

昭和43年10月21日

稲葉町大字大田

共同石灰工業株式会社
 日吉鉱業所

(甲)

所長 吉川茂明



被害地区代表

(乙)

稲葉町中尾代表

・ 辻 ・

・ 下平 ・

小田市下山田 ・

永水寿人

大山光男

田中正美

松岡徳重





契約書

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所(以下甲という)
と 稲葉町オ田 大山養正(以下乙という)とは、甲の開
山に伴い下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲の開山に伴い、甲と乙間の一切の關係は
凡て本契約によつて完全に解消したことを
甲乙共に承認する。

一切の關係とは、甲乙間の約定、取決め、貸
借、神費問題、往時の晒花關係、その他
關係ある事項凡てを云う。

第2条 前条により甲は乙に一金七萬圓の謝
禮金を支払う。

本契約は甲乙の誠意と友好に基く円満解決の
最終取決めであり、本書二通を作成の上、それぞれ
一通を保有する。

(41)

昭和43年12月14日

嘉穂郡稲葉町オ田
共同石炭鉱業株式会社
日吉鉱業所



甲

嘉穂郡稲葉町オ田
大山養正



乙

番号	借地位置	摘	要
10	〃	野田清 (野田二七) 相模川	
9	〃	〃 (返却)	
8	〃	野田繁秋	
7	〃	〃 (返却)	
6	〃	大山良吉(兼主)	
5	〃	野見山博郎(兼主)	
4	〃	〃 (返却)	
3	〃	野田清重(兼主)	
2	オ田 エドシ入借地	総務長	
1	オ田 990/24 海堤場附近	大山俊一	
番号	借地位置	摘	要
20	〃	〃	
19	〃	〃	
18	〃	〃	
17	〃	〃	
16	三味線路	〃	
15	エドシ入バツク用地 (返却)	野見山王(兼主) (大山良吉(兼主)外)	
14	オ田下コ(五七)一 (兼主)	大山良吉(兼主) (大山良吉(兼主)外)	
13	〃	野見山博郎(兼主)	
12	〃	野田文太郎(兼主) (大山良吉(兼主)外)	
11	オ田 エドシ入	野田清(兼主) (大山良吉(兼主)外)	

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	書
									契約書	文書名
									最終 下山書 92.14	内 容
										書
										文書名
										内 容

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	番号
										借地位置
										摘 要
60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	番号
										借地位置
										摘 要

